

大和市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第31号

大和市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

大和市社会福祉審議会規則（昭和53年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第1項に規定する社会福祉充実計画について、社会福祉法人の求めに応じて同条第6項に規定する意見を述べること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。